

令和 8 年 9 月 9 日

(令和 8 年度佐野どまんなか花火大会花火打上業務委託プロポーザル実施要領)

質 問 ・ 質 問 回 答 書

番号	質問事項	回 答
1	本花火大会が初年度ということで花火以外の演出について金額は委託事業者持ち出しにて、提案に盛り込むことは可能でしょうか。 例)ドローン等	委託上限額8,000,000円(税込)は花火打上業務に係る費用に充てるものとなります。貴社持ち出しにて提案に盛り込むことは可能ですが、提案書及びプレゼンテーションの際には、業務委託に係るものではなく、貴社持ち出しの企画であることを明示してください。また、ドローン等の企画演出にかかる必要な届出等及びドローン等の企画演出に起因する事故発生の際の対応については貴社にてご対応をお願いいたします。
2	音楽設備は使用検討されていますでしょうか。また観覧席予定の道の駅の音響設備は使用可能でしょうか。	音響設備に関しては、当市で所有している PA 機材一式を使用し、道の駅どまんなかためま南側駐車場内での開会式典等に使用するもののみを計画しています。これらの機材を使用して同範囲内での放送等は可能と考えます。
3	翌日昼間に清掃を考えておりますが、主催者様側での清掃に関して、協力は可能でしょうか。	事務局にて翌日の朝に会場、駐車場等の清掃活動を予定しております。清掃活動へのご協力は可能です。
4	立入禁止区域の市道101号線より南に記載の立入禁止線(赤太字)については、大会当日朝8:00~24:00まで関係者(車両含む)以外立入禁止の認識で間違いはないでしょうか。	令和8年度佐野どまんなか花火大会花火打上業務委託説明書別紙の立入禁止区域図内の市道101号線より南の市道2111号線(南北の道路)、2112号線(東西の道路)については、関係機関と協議のうえ交通規制を実施する予定です。警備員を配置のうえ、大会当日8:00~24:00まで関係者(車両を含む)以外立入禁止とする予定です。ただし、準

		備、撤収がこの時間より短縮可能な場合は、実際に必要な時間に合わせた交通規制とします。
--	--	--